

令和3年度「環境の日」及び「環境月間」行事等

府省庁・都道府県・政令指定都市・特別区名

財務省

	行事・事業名	主催	期日	場所	行事・事業内容	問合せ先	問合せ先電話	URL
1	地球温暖化防止活動	東京税関	6月1日から6月30日	東京税関本関及び各署所	昼休み時における消灯の励行、OA機器の節電や定時退庁日の徹底にかかる庁内放送を行うこと等により職員の意識向上を図る。	東京税関総務部総務課	03-3599-6214	http://www.customs.go.jp/tokyo/
2	地球温暖化防止活動	横浜税関	6月7日	横浜税関本関及び各署所	横浜税関温室効果ガス削減対策実施要領に定める重点事項（公共交通機関利用とエコドライブ、昼休み等の不要な照明に消灯、離席時のOA機器モニターの電源OFF、エレベーターの利用抑制等）を職員に周知	横浜税関総務部総務課	045-212-6010	http://www.customs.go.jp/yokohama/
3	地球温暖化防止活動	神戸税関	6月8日、18日、28日	神戸税関本関及び各署所	「ecoの日」を設定し、「昼休みの事務室の消灯」、「エレベーターの使用自粛」、「定時退庁の励行」、「エコドライブの推進」について、職員のパソコンにポップアップ表示を行い、職員の意識向上を図る。	神戸税関総務部総務課	078-333-3010	http://www.customs.go.jp/kobe/
4	環境対策強化月間	神戸税関	6月1日から6月30日	神戸税関本関及び各署所	以下の内容を神戸税関イントラネットに掲載し、啓蒙を図る。 ・環境の日、環境月間であることの周知文	神戸税関総務部総務課	078-333-3010	http://www.customs.go.jp/kobe/

	行事・事業名	主催	期日	場所	行事・事業内容	問合せ先	問合せ先電話	URL
5	地球温暖化防止活動	大阪税関	6月4日	全官署	環境の日に、「節電、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、ワンウェイプラスチックごみの削減、エコドライブの推進等」について、職員のパソコンにポップアップ表示を行う。	大阪税関総務部総務課	06-6576-3010	http://www.customs.go.jp/osaka/
6	地球温暖化防止活動	大阪税関	6月7日、6月14日、6月21日、6月28日	全官署	昼休み前に、「休憩時の消灯、エレベーターの利用抑制」について、職員のパソコンにポップアップ表示を行う。	大阪税関総務部総務課	06-6576-3010	http://www.customs.go.jp/osaka/
7	地球温暖化防止活動	大阪税関	6月4日	全官署	職員向けにエコドライブ関連の資料を作成し職員に周知。	大阪税関総務部総務課	06-6576-3010	http://www.customs.go.jp/osaka/
8	地球温暖化防止活動	名古屋税関	6月1日から6月30日	名古屋税関本関及び各署所	イントラネット掲示板への掲載及びポップアップ機能を利用し、環境月間と環境の日を職員に周知して、環境保全意識の向上を図る。	名古屋税関総務部総務課	052-654-4010	http://www.customs.go.jp/nagoya/
9	地球温暖化防止活動	門司税関	6月1日から6月30日	門司税関本関及び各署所	ポップアップメッセージ機能を活用し、温室効果ガス排出削減の呼びかけを行い、事務室等の不要な照明の消灯、長時間利用しないモニターやプリンターの電源オフ等を周知した。	門司税関総務部総務課	050-3530-8306	http://www.customs.go.jp/moi/

	行事・事業名	主催	期日	場所	行事・事業内容	問合せ先	問合せ先電話	URL
10	環境保全活動	長崎税関	5月10日（メール周知） 6月1日（庁内放送）	長崎税関（本関） 及び各署所	メール及び庁内放送により、環境月間中の「機器の節電、休憩時の消灯、エレベータの利用抑制、用紙節約、水の効率的な使用、エコドライブの推進」等について職員へ周知し、徹底を図った。	長崎税関 総務部総務課	095-828-8611	http://www.customs.go.jp/nagasaki/
11	環境保全活動	長崎税関	6月7日	長崎税関（本関） 及び各署所	環境の日（6月5日）が週休日であることから、6月7日（月）を定時退庁日とし、早期退庁を徹底することで、電力の削減を図った。	長崎税関 総務部総務課	095-828-8611	http://www.customs.go.jp/nagasaki/
12	環境保全活動	長崎税関	5月1日から10月31日	長崎税関（本関） 及び各署所	5月1日から10月31日までを「クールビズ」として夏期の冷房温度の適正化とその温度に適した軽装の励行について職員へ周知し、地球温暖化対策や節電を図った。	長崎税関 総務部総務課	095-828-8611	http://www.customs.go.jp/nagasaki/
13	環境保全活動	長崎税関	通年	長崎税関（本関） 及び各署所	冷房運転期間を7月1日から9月30日まで、暖房期間を12月1日から3月31日までと定めているところ、上記期間にかかわらず、不快指数をもとに弾力的に冷暖房の運転・停止を行うことで、電力の削減を図った。	長崎税関 総務部総務課	095-828-8611	http://www.customs.go.jp/nagasaki/

	行事・事業名	主催	期日	場所	行事・事業内容	問合せ先	問合せ先電話	URL
14	地球温暖化防止活動	沖縄地区税関	6月1日から6月30日	沖縄地区税関本関及び各署所	5月1日から9月30日までを「クールビズ」として夏期の冷房温度の適正化とその温度に適した軽装の励行について職員へ周知し、地球温暖化対策や節電を図った。	沖縄地区税関総務部総務課	098-996-5506	http://www.customs.go.jp/okinawa/